

第3号議案

財産の取得について

愛南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年愛南町条例第54号)第3条の規定に基づき、衛星携帯電話購入事業により取得する財産について、次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

1 事業の名称	衛星携帯電話購入事業
2 財産の種類	物品(可搬型衛星携帯電話 31台)
3 契約の方法	随意契約
4 取得金額	金13,612,720円
5 契約の相手方	愛媛県松山市宮西二丁目9番33号 株式会社N T T ドコモ四国支社愛媛支店 愛媛支店長 烏谷 健

令和8年1月13日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

予定価格が7,000千円を超えるため。

衛星携帯電話購入事業 物品一覧表

物品名	内容	購入数量
可搬型衛星携帯電話 (ワイドスターIII)	可搬型端末	31 台
	電池パック	31 個
	ハンドセット	31 個
	ACアダプター	31 個